

「指定通所介護」 重要事項説明書

(地域密着型通所介護)

デイサービスコトコト保土ヶ谷西口

株式会社 P E O P A B L E

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(横浜市事業番号 1490600648)

当事業所はご利用者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。
要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

(目的)

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう地域密着型通所介護サービスを提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

(運営の方針)

利用者の要介護状態の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。

事業者は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

事業者の提供に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

1. 事業者

- ① 法人名 株式会社 P E O P A B L E （ピーパブル）
② 法人所在地 神奈川県横浜市保土ヶ谷区藤塚町 22-2
③ 電話番号 045-315-4449
④ 代表者氏名 代表取締役 杉山 裕司
⑤ 設立年月日 平成 30 年 10 月 1 日

2. 事業所の概要

- ① 事業所の種類 地域密着型通所介護
② 事業所の名称 デイサービスコトコト保土ヶ谷西口
③ 事業所の所在地 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町 25-2-1F
④ 電話番号 045-442-1766
⑤ 管理者 片山 淳司
⑥ 開設年月日 令和 4 年 2 月 1 日
⑦ 利用定員 18 人

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域 保土ヶ谷区・西区・神奈川区・中区・南区、戸塚区・旭区

営業日及び営業時間

営 業 日	月～日 年中無休
受 付 時 間	8：00～19：00（左記は基本であり随時受付可能です）
サービス提供時間	月～日 9：00～18：00

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管 理 者	常勤	1 名		計	1 名
生 活 相 談 員	常勤	2 名	非常勤	1 名	計 2 名
介 護 職 員	常勤	2 名	非常勤	18 名	計 20 名
機能訓練指導員	非常勤	2 名		計	2 名
看護職員	非常勤	2 名		計	2 名

生活相談員は、家族や利用者の相談業務、また管理者の指示のもと指定地域密着型通所介護の利用申込みにかかる調整の補助、地域密着型通所介護計画の作成の補助等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

機能訓練指導員は、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行う。

介護職員は、地域密着型通所介護の業務に当たる。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては下記 2 項御座います。

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合
- ② 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

① 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（1 割負担の方は 9 割・2 割負担の方は 8 割・3 割負担の方は 7 割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- 入浴
入浴または清拭を行います。
- 排泄
ご利用者の排泄の介助を行います。
- 送迎サービス
ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、所定の送迎費をご負担いただきます。
- 食事
利用者と職員が共同で作る家庭的な温かく美味しい食事を提供します。
（食事時間） 12：00～13：30
食事サービスの利用は任意です。
- 機能訓練
機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。特に心身機能の向上の為、散歩に重点的に取り組んでいます。
- 生活指導
利用者の生活面での指導・援助を行います。
各種レクリエーションや健康体操等を実施します。
- 健康チェック

血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

- 相談及び援助

利用者とその家族からの各種ご相談に問題解決に向けて取り組みます。

※ 介護保険制度改定に伴いサービスに変更があった場合、別紙にて担当者より説明、利用者の同意をいただきます。

6. サービス料金（1回あたり）①介護給付費

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。（サービス料金は、ご利用者の要介護度、負担割合に応じて異なります）

- ご利用者に提供する食事にかかる費用は別途いただきます。
- 介護保険の給付額や負担率に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

■地域密着型通所介護費（8時間以上9時間未満 1割負担の場合）

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金 ご利用者負担額【1割】	840 円	992 円	1,150 円	1,308 円	1,464 円
入浴介助 ご利用者負担額【1割】	43 円	43 円	43 円	43 円	43 円
基本利用料合計金額 ※ご利用者負担合計金額【1割】	883 円	1,035 円	1,193 円	1,351 円	1,507 円

■地域密着型通所介護費（8時間以上9時間未満 2割負担の場合）

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金 ご利用者負担額【2割】	1,679 円	1,984 円	2,299 円	2,616 円	2,927 円
入浴介助 ご利用者負担額【2割】	86 円	86 円	86 円	86 円	86 円
基本利用料合計金額 ※ご利用者負担合計金額【2割】	1,765 円	2,070 円	2,385 円	2,702 円	3,013 円

■地域密着型通所介護費（８時間以上９時間未満 ３割負担の場合）

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 ご利用者負担額【３割】	2,518 円	2,975 円	3,448 円	3,924 円	4,390 円
入浴介助 ご利用者負担額【３割】	129 円	129 円	129 円	129 円	129 円
基本利用料合計金額 ※ご利用者負担合計金額【３割】	2,647 円	3,104 円	3,577 円	4,053 円	4,519 円

※ 送迎料金は、サービス利用料金に含まれます。

※ 実際の利用者負担額の算出は、１か月のサービス合計単位数により計算することもあります。その場合、１回ずつの計算とは端数処理で差異が発生する場合があります。

7. 加算料金など

入浴介助加算（１回につき）

１割負担 40 単位	43 円
２割負担 40 単位	86 円
３割負担 40 単位	129 円

処遇改善加算（Ⅱ）

１ヶ月の介護保険ご利用単位数に 9.0% を乗じた単位数に、地域区分単価を乗じた金額の負担割合分を利用者にご負担いただきます。

<計算式>

１ヶ月の利用単位数×9.0%（端数は四捨五入）×地域区分単価＝処遇改善加算 100%（端数は切り捨て）

処遇改善加算 100%－（処遇改善 100%×90%）＝利用者 1 割（または 2 割、3 割）負担（端数は切り捨て）

8. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担とさせていただきます。

- 食事の提供（食費）

食費は昼食 1 食 750 円、朝食 1 食 450 円、夕食 1 食 900 円とさせていただきます。

- レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金、交通費、材料代等の実費をいただくこともあります。

- おむつ・リハビリパンツ・パット代

当施設のものを利用される場合は実費が必要となります。

- 延長料金

18 時以降のご利用に関しましては 1 時間当たり 300 円がお客様の自己負担となります。

- その他費用

地域密着型通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

9. 料金目安

例：要介護度 3（負担割合 1 割）で一泊二日（9:00～18:00 のご利用時間）のご利用料金

介護保険料：2,283 円（入浴 2 回、送迎減算 2 回）

処遇改善加算：205 円

食事：2,850 円（1 日目昼食 750 円+夕食 900 円、2 日目朝食 450 円+昼食 750 円）

宿泊費：2,750 円（税込み）

合計：8,088 円

10. 利用料金お支払い方法

料金・費用はサービス利用終了後翌月 10 日前後に請求書を発行しますので、翌月 26 日までに金融機関で口座引落にてお支払いください。やむをえない際は、振込でのお支払いをお願い致します。現金でのお支払いはお受けしておりませんので、予めご了承ください。

11. サービス利用の中止

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、指定通所介護サービスの利用を中止することができます。この場合には、実施日の当日午前 9 時までに事業所に申し出てください。

【連絡先】（電話番号）045・442・1766

12. サービス利用の変更

利用者が指定地域密着型通所介護サービスの変更等を希望する場合は、いつでも事業所に申し出てください。該当利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡、その他の必要な援助を行います。

13. 苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者・家族からの苦情に迅速、適切に対応します。また、本事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

① 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 〔職名〕管理者：片山 淳司

○受 付 時 間 月曜日～日曜日（8：00～19：00） 電話番号 045-442-1766

② 行政機関その他苦情受付機関

横浜市 はまふくコール	電話番号 045-263-8084 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日は除く） 【相談内容】 横浜市内の介護事業所・高齢者施設等に関する苦情・相談・質問等
神奈川県国民健康保険団体 介護苦情相談課	所在地 神奈川県横浜市西区楠町 27-1 電話番号 0570-022110（苦情専用） 受付時間 8:15～17:15（土・日・祝日は除く）
保土ヶ谷区役所 高齢・障害支援課	所在地 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2 番地 9 別館 2 階 電話番号 045-334-6381 受付時間 9:00～17:00
西区役所 高齢・障害支援課	所在地 神奈川県横浜市西区中央 1-5-10 電話番号 045-320-8491 受付時間 9:00～17:00
神奈川区役所 高齢・障害支援課	所在地 横浜市神奈川区広台太田町 3 番地 8 別館 3 階 電話番号 045-411-7097 受付時間 9:00～17:00
南区役所 高齢・障害支援課	所在地 横浜市南区浦舟町 2-33 南区総合庁舎 2 階 電話番号 045-341-1136 受付時間 9:00～17:00
中区役所 高齢・障害支援課	所在地 横浜市中区日本大通 35 中区役所本館 5 階 電話番号 045-224-8161 受付時間 9:00～17:00
戸塚区役所 高齢・障害支援課	所在地 横浜市戸塚区戸塚町 16-17 戸塚区総合庁舎 2 階 電話番号 045-866-8439 受付時間 9:00～17:00
旭区役所 高齢・障害支援課	所在地 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-4-12 旭区役所別館 1 階 電話番号 045-954-6125 受付時間 9:00～17:00

14. 事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町、家族、居宅介護支援事業所への連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

15. 非常災害対策

指定地域密着型通所介護事業所は、非常災害に備えるため、非常災害対策マニュアルを作成し非難訓練等を次のとおり行くとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年 1 回
避難訓練	年 1 回
通報・消火訓練	年 2 回

16. 管理及び従事者等の健康管理等

指定地域密着型通所介護に使用する備品などは清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

指定地域密着型通所介護従事者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

17. 秘密保持

事業所及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

事業所は、利用者からまたはご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。